平成27年度

城南地区まちづくり協議会 通常総会議案書

とき 平成27年5月16日(土)13:30~ ところ コミュニティセンター城南会館 2F

総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓あいさつ
- 4 議長選出および書記指名
- 5 議事
 - 1号議案 平成26年度 事業報告(活動実績) -- 3ページ
 - 2号議案 平成26年度 会計報告・監査報告 -- 4~6ページ
 - 3号議案 役員・組織の承認について -- 7~8ページ
 - 4号議案 平成27年度 事業計画(案)について -- 15~20ページ
 - 5号議案 平成27年度 予算(案)について -- 21ページ
- 6 議長解任
- 7 城南児童クラブ活動報告
- 8 閉会のことば

参考資料:

城南地区まちづくり協議会規約 -- 22~25ページ 篠山市地区のまちづくり推進条例 -- 26ページ 児童クラブの活動と会計報告 -- 27ページ

「城南地区まちづくり協議会」総会資料を発表するにあたって

- 願うことから始まる
 - 5年後10年後の"こうあればいいのに"と漠然と思っているだけでは物事は成し遂げられない。本気で担って真剣に願って初めて持てる力が十分に発揮され、新たな創意工夫も生まれる
- ・ 今日もまた新たな一歩 日に新たな気持ちで絶えず進歩向上につとめる
- ・ 批判にこそ耳を傾ける

まちづくり協議会役員の行動規範

- ・ 私たちは、地域住民から成長、発展を望まれる団体となり、社会的良識を持ち 行動します
- ・ 私たちは、役員としての自覚を持ち、規律ある行動をします
- ・ 私たちは、定める規則、基本ルールを守り責任ある言動につとめます
- ・ 私たちは、地域の発展と個人の幸福を両立させ豊かで充実した個人の生活の 実現に努力します

情報の適正管理

- ・ 私たちは、業務上知り得た個人情報を厳正に且つ適正に管理し、正当な業務 以外には使用しません
- ・ 私たちは業務上知り得た情報を利用して自らの利益を図ったり部外に情報を 漏洩させたりしません

この議案書には、まちづくり協議会の活動において各団体の連携をスムーズにするため、住所や電話番号などの個人情報を掲載しています。この冊子の取扱いには十分に注意し、個人情報は、まちづくり協議会の活動以外には利用しないでください。

もし、管理が十分できないと思われる方は、冊子を持ち帰らないでください。

適正な会計処理と資産管理

- ・ 私たちは、一般に公正・妥当と認められる会計の習慣に従って会計の処理を行い ます
- ・ 私たちは、協議会の資産を効率的に、かつ適正に活用および管理し、不当、不 正な目的には使用しません

平成26年度 城南地区まちづくり協議会活動実績報告

		•	•
実施日(曜日)	実施内容および計画内容	実施場所	参加者
4月28日(月)	会計監査	コミセン城南会館	役員・関係者
5月17日(土)	城南地区まちづくり協議会定期総会 ・組織改変・活動計画・決算報告、承認	コミセン城南会館	住民、来賓
5月18日(日)	まち×むら交流(成徳米田植え、生き 物観察会)	真南条上営農組合	成徳地区住民
7月12日(土)	まち×むら交流(成徳米生育状況観察・赤 ジャガ掘り、木工細工教室)	真南条上圃場	成徳地区住民
7月15日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
7月25日(金)	まちづくり連絡会(城南地区で開催)	コミセン城南会館	市内まち協
8月2日(土)	囲碁ボール大会(体育部)	小学校体育館	地区住民希望者
8月16日(土)	まち×むら交流(デカンショ祭り中止、コミセンにて代替イベントで交流)	コミセン城南会館	関係者 成徳地区住民
8月19日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
8月23日(土)	城南音頭音源制作(文化部)	図書館	関係者
8月24日(日)	綿栽培研修会と藍染め教室(産業振興農業 部)	真南条営農組合	関係者
9月13日(土)	まち×むら交流(成徳米収穫祭・サツマイ モ掘り)	真南条上営農組合~ 岩崎公民館~同圃場	成徳地区住民
9月15日(月)	敬老の日(敬老会)	各集落公民館	関係者
9月16日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
9月21日(日)	体育大会、リサイクルバザー開催	小学校運動場 コミセン城南会館	地区住民
10月18日(土)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
10月21日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
10月26日(日)	お宝ウォーキング(体育部)	小枕春日神社	地区住民希望者
11月8日(土)	三世代交流グラウンドゴルフ大会(ふれあ い教育部)	城南小	地区住民希望者
11月15日(土)	文化祭・収穫祭(文化部・産業振興農業部)	小学校体育館	地区住民
11月18日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
12月16日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
1月17日(土)	城南地区まちづくり懇談会	コミセン城南会館	関係者
2月20日(金)	27年度事業計画検討会	コミセン城南会館	関係者
2月27日(金)	ふれあい活動「豊ノ島関来校」	城南小体育館	地区住民
1月~3月	危険個所表示板「保守、点検、製作」(生 活環境部)	山北各集落	関係者

平成 2		地区まちづくり協議会
	()	双支決算書
1. 収入 (平成2	6年4月1日~	│ ~平成27年3月31日) 単位:円
科目	決算額	<u> </u>
繰越金	八 笄 识	」
//未// 近	653, 889	<u>-</u> す
補助金等	000,000	
加切亚寸	360,000	市) 事務員費
	629, 600	市) まちづくり運営補助金
	529, 000	市) まちづくり計画活動費
	2,000,000	国)移住交流による地域活性化支援事業
	100,000	市)体育振興費
	10,000	市) 青少年健全育成推進協議会城南地区
自主財源	342, 800	まち協会費
その他	012,000	S JWAR
	68, 261	マルシェ参加料
	106, 500	成徳食事代
	89, 910	バザー売上
	20, 000	城南音頭CD売上
		まちづくり連絡会資料代
	14, 296	
	1, 200, 000	児童クラブ立替金返金
	208	預金利息
	100, 000	小口現金戻し入れ
収入合計	6, 239, 464	V
	0,200,101	
2. 支出		単位:円
科目	決 算 額	摘要
事務員費	340, 000	1143
未払金	20, 000	篠山市に返金
事務費	250, 794	コピー210,476、事務用品他34,418、改印制作5,900
通信費	89, 329	eo光76,589、切手代12,740
会議費	35, 744	監査4,424、研修会費23,000、お茶代8,320
備品消耗品費	199, 152	PC2台
備品	336, 960	机 10台、椅子20脚
事業経費		
生活環境部	220. 104	"あぶない"表示板製作
文化部		文化祭、バザー、まちづくり懇談会 城南音頭
体育部	252, 824	体育祭、ビブス、囲碁ボール大会、ウォーキング
ふれあい教育部	129, 255	三世代交流グランドゴルフ、豊ノ島関との交流
産業振興農業部	1, 521, 612	先進地視察、まちむら交流事業、マルシェ、他
総務部	276, 648	広報誌発行、敬老会補助、他
開発部	93, 384	元町マルシェ
スポーツクラブ21城南		
立替金	0	
	0	
児童クラブ		
	800,000	
児童クラブ	800,000	
児童クラブ 小口現金払い出し	800, 000 100, 000	平成 2 7年度へ
児童クラブ 小口現金払い出し 小計	800, 000 100, 000 4, 821, 721	平成 2 7年度へ
児童クラブ 小口現金払い出し 小計 繰越金 支 出 合 計	800, 000 100, 000 4, 821, 721 1, 417, 743 6, 239, 464	
児童クラブ 小口現金払い出し 小計 繰越金 支 出 合 計 収入決算額	800, 000 100, 000 4, 821, 721 1, 417, 743 6, 239, 464 6, 239, 464	円
児童クラブ 小口現金払い出し 小計 繰越金 支 出 合 計	800, 000 100, 000 4, 821, 721 1, 417, 743 6, 239, 464	

主な事業経費内訓	7		
土な事未胜負的前			
産業振興農業部			
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	先進地視察	192, 560	
	食品加工機レンタル	430,000	
	まちむら交流事業	375, 114	
	成徳マルシェ	273, 079	
	デカンショ祭	32, 521	
	特産品栽培奨励	80, 976	
	収穫祭	137, 362	
	合計	1, 521, 612	(イ)
総務部			
	広報誌発行	216, 648	
	敬老会補助	60,000	
	合計	276, 648	(口)
備品消耗品			
	ゼミテーブル 10台	264,600	
	丸椅子 20脚	72, 360	
	パソコン購入 2台	199, 152	
	合計	536, 112	(ハ)
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	総計	2, 334, 372	(イ)+(ロ)+(ハ)
	うち		
	交付金	2, 239, 674	
	自己資金	94,698	

監查報告書

「城南地区まちづくり協議会」

会長 松尾与史彦様

私たちは、平成26年度における「城南地区まちづくり協議会」の事業及び 会計の監査を行ったので、その結果を次の通り報告いたします。

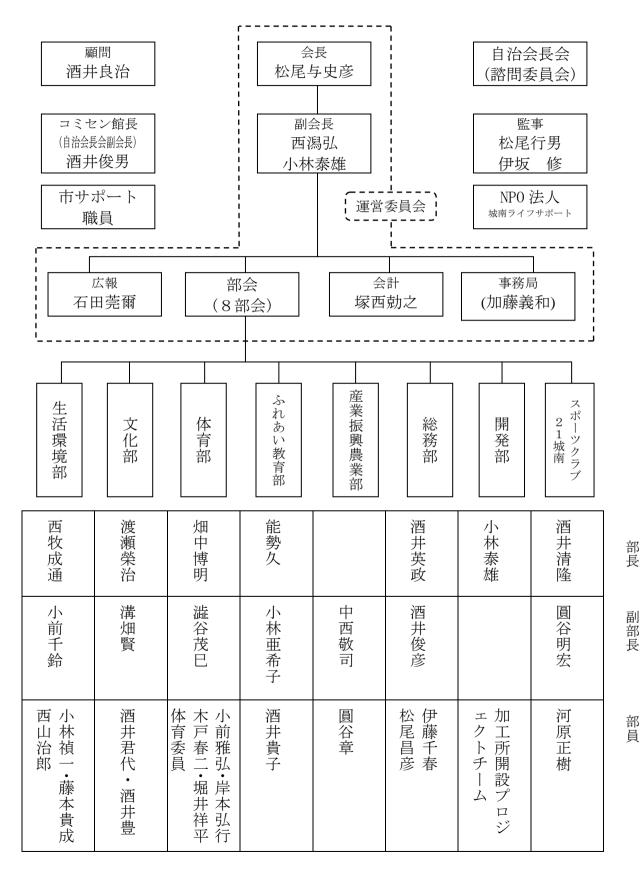
- 1.「城南地区まちづくり協議会」の会計について帳簿、預金通帳及び証拠書類を監査したところ適正かつ正確に処理されていることを認めます。
- 2. 各種事業執行について決済書類等を閲覧するなど事業執行の妥当性を検討したところ、事務報告の内容は法令及び定款に従い、団体の状況を正しく示しているものと認めます。

平成 27 年 4 月 27 日

監查,以本類史學

監查切中源文學

城南地区まちづくり協議会 組織及び役員(案)



城南地区まちづくり協議会役員

	1	フトリ励哦云仅貝	ı
役職	氏名	住所	電話番号
会長	松尾与史彦		
副会長	西潟 弘		
副会長	小林泰雄		
総務部長	酒井英政		
同副部長	酒井俊彦		
生活環境部長	西牧成通		
同副部長	小前千鈴		
ふれあい	能勢 久		
教育部長			
同副部長	小林亜希子		
体育部長	畑中博明		
同副部長	澁谷茂巳		
文化部長	渡瀬榮治		
同副部長	溝畑 賢		
産業振興	中西敬司		
農業部副部長			
開発部長	小林泰雄		
監事	松尾行男		
監事	伊坂 修		
会計	塚西勀之		
顧問	酒井良治		
事務局主事	(加藤義和)		
事務局副主事	安原喜早代		

城南地区まちづくり協議会運営協力団体

自治会長会

白海公女	白沙人目	产記	電紅巫口.	/儿中』/\+□
自治会名	自治会長	住所	電話番号	役割分担
北	澁谷茂巳			
ひまわり	安藤徳幸			
野中	西潟 弘			
リバーサイド 野中	河原正樹			
谷山	杉本靖己			
岩崎	酒井俊男			
宇土	溝畑 賢			
小枕	畑中博明			
真南条上	渡瀬栄治			
真南条中	中西敬司			
真南条下	小林順一			
栗栖野	酒井英政			
事務局	安原喜早代			
事務局	南 千江子			
事務局	コミセン城南会館	〒669-2461 小枕 130	ファックス 500	6–0955 6–0955 4–0960

まちづくり協議会委員

自治会名	氏 名	電話番号	郵便番号	住 所
北	藤本貴成			
ひまわり	相田計介			
野中	岸本弘行			
リバーサイド野中	河原正樹			
谷山	西牧成通			
岩崎	酒井俊彦			
宇土	小前雅弘			
小枕	木戸春二			
真南条上	小林禎一			
真南条中	堀井祥平			
真南条下	松尾昌彦			
栗栖野	酒井 豊			

体育委員

自治会名	氏 名	電話番号	郵便番号	住 所
北	上前信男			
ひまわり	杉本憲重			
野中	国松太志			
リバーサイド野中	坪之内康宏			
谷山	西牧敏男			
岩崎	酒井靖之			
宇土	小前久幸			
小枕	中西孝司			
真南条上	小林 充			
真南条中	宮本義人			
真南条下	小稲哲也			
真南条下	梛野泰子			
栗栖野	田中 孝			

人権のまちづくり推進員

自治会名	氏 名	電話番号	郵便番号	住 所
北	酒井信美			
ひまわり	大道隆之			
野中	足立忠義			
リバーサイド野中	常山良子			
谷山	西牧成通			
岩崎	酒井俊彦			
宇土	能勢 久			
小枕	前川忠士			
真南条上	小林明美			
真南条中	酒井由雄			
真南条下	松尾和典			
栗栖野	酒井博之			

民生委員・児童委員

担当地区名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北・ひまわり・リバーサイ ド野中	塚西勀之			
野中・谷山	廣瀬芳孝			
岩崎・宇土	小前千鈴 (理事)			
小枕	西山治郎			
真南条上・中	堀井紀子			
真南条下・栗栖野	松尾純子			

民生·児童協力委員

自治会名	氏 名	電話番号	郵便番号	住 所
北	藤本邦子			
ひまわり	栄村光明			
野中	杉本ムツ子			
リバーサイド野中	戸出直樹			
谷山	室垣多江			
岩崎	酒井道子			
宇土	小前久雄			
小枕	小村恵子			
真南条上	小林郁子			
真南条中	広瀬はるみ			
真南条下	松尾美喜子			
栗栖野	酒井眞美			

福祉委員

自治会名	氏 名	電話番号	郵便番号	住 所
北	澁谷由美子			
ひまわり	塚本 太			
野中	西潟弘(代表)			
リバーサイド野中	宮崎弘利			
谷山	酒井純子			
岩崎	酒井美智代			
宇土	小前久雄			
小枕	安原喜早代			
真南条上	小林和子			
真南条中	中西多恵子			
真南条下	松尾美喜子			
栗栖野	酒井喜美代			

防犯委員

自治会名	氏 名	電話番号	郵便番号	住 所
北	安井 豊			
ひまわり	上村 磨			
野中	西潟 弘			
リバーサイド野中	中根誓一			
谷山	杉本 薫			
岩崎	上坂泰生			
宇土	佐圓元三			
小枕	西山芳彦			
真南条上	渡瀬栄治			
真南条中	中西敬司			
真南条下	小林順一			
栗栖野	田中 孝			

愛育班

2414 /=				
自治会名(役職)	氏 名	電話番号	郵便番号	住 所
班長	中西直子			
副班長 (書記)	澁谷恵子			
副班長 (会計)	広瀬みゆき			
北	川口明子			
ひまわり	仁木記代美			
野中	杉谷丈子			
リバーサイド野中	河原三根子			
谷山	柳本清恵			
岩崎	酒井陽子			
宇土	小前てる代			
小枕	南 利香			
真南条上	小林尚子			
真南条中	廣瀬久代			
真南条下	圓谷豊子			
栗栖野	田中信子			

更生保護女性会

	氏 名	郵便番号	住 所
代表	加久田照子		
副代表	森下眞知子		
	藤本邦子		
	小前千鈴		
	佐圓久美子		
	近藤智津子		
	杉谷丈子		
	西山美和子		
	松尾純子		
	中西多恵子		
	堀井紀子		

松寿会

自治会名	氏	名	電話番号	郵便番号	住 所
第一松寿会 (北・野中・ひまわり・リ バーサイド野中)	休会				
第二松寿会 (宇土)	小前	清彦			
第三松寿会 (小枕)	西山	浩			
第四松寿会 (真南条上)	小林	泰雄			
第五松寿会 (真南条下)	松尾	征男			
第六松寿会 (真南条中)	中西	毅			
第七松寿会 (谷山)	西牧	邦雄			
第八松寿会 (栗栖野)	酒井	斉祥			

学校関係

所属	氏 名	電話番号	郵便番号	住 所
城南幼小学校長	山下 誠			
城南幼小学教頭	吉竹茂晴			
城南小学校PTA	能勢 久			
城南小学校PTA	小林亜希子			
篠山中学校PTA	佐藤妙子			

各種団体代表

団体名	氏 名	電話番号	郵便番号	住 所
文化団体代表	酒井君代			
城南子ども会	酒井貴子			

篠山市まちづくり支援員

担当	氏名	担当	氏名
地区リーダー	長澤光一	まちづくり支援員	岸本耕一
住民学習支援員リーダー	酒井一弘	まちづくり支援員	木戸まみ
自治会連絡員リーダー	西牧成通	まちづくり支援員	大雲祥子
まちづくり支援員リーダー	野々村 康	まちづくり支援員	岡地ちひろ
		まちづくり支援員	荒木隆文

平成27年度 事業計画(案)

1. 地域活動に関する環境変化

県民交流広場事業を機に市内19地区が順次、まちづくり協議会(以下、まち協という)を立ち上げ、平成24年度全ての地区がまち協を発足し、「篠山市地区のまちづくり推進条例」(本議案書27ページ)も同時に施行された。平成25年度より、まちづくりの交付金も県民交流広場事業並に増額され、市の支援体制も整えられた。

(1)行政の施策

参画と協働を基本とした、みんなで育てるまちづくりのルールが「篠山市自治基本条例」として平成18年制定され、従来の平等支援から、熱意ある地域を重点に支援する傾向にある。

(あらゆる交付金は、蛇口を開けに行き、開けなかったら出ない)

(2)活動組織の広域化

地域活動の効率化、費用効果から、集落単位から旧村単位の集落が連合し広域化した組織であるまち協に対して支援している。

2. まち協活動について

- (1)まちづくりの課題に対するアプローチ
 - ①地元の良さの発信が出来ていない

城南は篠山市街の中心から近く地理的に恵まれて、南の玄関であるにも拘らず、城南として関心を持って貰えるような情報を内外にまだまだ発信出来ていない。 アプローチ:

- ◆ ふる里マップの次のステップとして、お宝を多くの方々に知って貰おう。
- ◆ 加工所開設に伴い、新たな交流場所を積極的にアピールする。
- ◆ フェースブック等の SMN を積極的に活用する。
- ②地区で連携した農産物の生産や販売の取り組みが出来ていない 行政による育成により知名度も上がりつつあるが、地区として、課題が多く、生産~加工~販売の工夫が必要である。

アプローチ:

- ◆ 地区内各所の有志から成るプロジェクトチームを立ち上げ、生産⇒加工 ⇒販売まで六次産業化の具体的仕組みを研究、開発しこれを実践する。
- ◆ 作っても売り先がなければ成功はおぼつかない。 販路拡大のアンテナを 張り、市外にも積極的に宣伝する。

(2)まち協の役割

①永続性・実効性のある組織づくり

組織の有り方について、他地区の反省点を踏まえ、22年度から組織体制について試行的に推進して来た。

平成24年施行のまちづくり推進条例 第6条「まち協の役割」に沿い、組織の有り方を永続的に考えて行く。

②自治会長会との協調体制

自治会長会は、行政との重要なパイプとして単位集落の自治活動に責めを負っている。

まち協は、まちづくり推進条例 第7条「まち協および自治会長会」に基づき、自治会長会を重要な諮問機関と位置づけ、新たな取組み等、自治会長会と絶えず相互理解の上、推進する。

③設備の整備

平成20年度から、5年間の県民交流広場事業に取組み、児童クラブ開所を主目的に活動拠点づくりをして現在に至っている。

今後の活動に見合った拠点や設備の整備が望まれ、旧保育園跡を借り受け、当面、加工所、講習所、将来各種の展示場に活用する。

④NPO 法人の奨励

NPO 法人は、公明で継続性のあるコミュニティビジネスにつながり、参画者による思い切った活動が出来、地域の活性化に大いに寄与する。「NPO法人城南ライフサポート」に続く、新たなNPO法人を奨励して行く。

3. 27年度の主要取組み

子育て支援、農業振興、お年寄りの居場所づくりの3本柱を基本に、市の地域づくり 交付金を活かし、従来からの行事の盛り上げを図るとともに、新たな取り組みも行う。 城南地区はまちづくり活動を評価され、26年度「移住・交流による地域活性化事業」 に引き続き、27年度も県の「がんばる地域 交流・自立応援事業」を申請している。首 尾よく採択されると、食品加工所の整備および、都市との交流を重点に活用する。

- (1)お年寄りが生き生きと、若者が住んでくれる地域づくり
 - ①城南小では、27年度から「学校地域運営協議会」(コミュニティースクール)に取り組まれる、若者が城南を好きになり、子どもの元気な声が聞こえ、都会から移住してもらえる安全、安心な地域づくりを目指す。
 - ②農事法人の営農組合を有する恵まれた地域である。営農組合の長年の経験から学び、営農組織化のための相互研鑽を深め、農業振興を図る。

(2)神戸市灘区成徳地区とのまちむら交流

成徳とは、平成22年3月、協定に基づき、成徳米づくり、デカンショまつりの受入、野菜市アンテナショップ(以下、ふれあいマルシェ)への出品により交流を深め5年目を迎える。

今年度は、成徳交流5周年と冠して、採択された支援事業の助成金を活かし、売り方の改善、農産物の加工品の試行・販売と併せて、まちとむらの良さの再発見につながる継続した事業として取り組む。

(3)元町マルシェの積極的参加

昨年6月から元町マルシェで農産物・加工品の委託販売を開始したが参加者がまだ 一部の生産者に限られている。

今年度は生産者がマルシェまで出向き、実際に対面販売を行い、消費者のニーズ 等を肌で感じ、より魅力的な品ぞろえをしていく。

(4) 児童クラブの運営

県民交流広場事業の主要取り組みとして、県下で2番目の民設民営の児童クラブを 設立し、課題を解決しながら、大過なく6年目を迎えた。

指導員としての参画や地区の方々による改善点など提起して頂きたい。

(5)農産品加工所の開設

廃園となった城南保育園を農産品販売・加工施設として再利用する。 保育園の厨房を整備・改修する必要はあるが、この拠点が完成すれば、農業を軸とした地元住民の交流、都市部住民との交流が活発化すると確信する。 ここでしか買えない特産物《黒豆、山の芋、新鮮野菜など》の加工・販売に向けて、住民参加で企画し、実践する。

4. 部別事業(活動)計画

大文字・太字ゴシックは、27年度推進事項

尚、小文字は、各部で従来から実施していること、および中長期的に実施しようと している事項を示す。

【総務部】

- ①「まち協」の中核として各部の活動の補助とアドバイスを行う
- ② 実施される活動の資料作成と記録、報告作業を行う
- ③ 広報活動「会誌・城南の風」の定期的な発行と配布 集落のまちづくり協議会委員や若い方、女性の参画を求め、最近のネットワーク サービスを活用し興味を引く記事を編集する。
- ④ ホームページ(城南の風)の編集と更新作業

③に同じ

- ⑤ ホームページ(城南の風) ヘアクセス、5年で79万回以上の実績を活かし、地元の各種店舗のコマーシャル等を試行し、活動費捻出の検討を行う
- ⑥「城南ふる里マップ」の各戸配布、コミセンの大看板の**次のステップとして、継続事業として、各集落の活動拠点やお宝そのものに看板を設置し内外に情報を発信する**
- ⑦ 都市との文化交流事業(成徳地区、元町との交流の事務局)
 - * デカンショ祭り見学体験会
 - ・ 子ども同士の交流 → 少年野球、ドッジボール、バレーボール
 - サークル活動の交流 → お互いの発表会に出演する
 - ・ 里山歩き(城南マップをもとに城南地区のお宝発見ハイキング)
 - ・ 成徳との交流協定書に基づき、まち協レベルで出来る災害時における相互 援助に関する活動の検討

* 丹波篠山特産物の販売

今年も成徳の協力のもと、参加集落を増やし、7月から翌1月、第3火曜日、灘区南八幡会館でのアンテナショップを開催する。生鮮野菜他、食品加工試行、販売方法を工夫し、拡販に繋げたい

- ⑧ 新規事業、部活動に活かせる資金の捻出
- ⑨「部」相互の連携と協調を図る

当地区は、駅伝に好成績をあげている。その他、対外活動・出場の支援を行う

【生活環境部】

- ① 篠山市福祉部の推進する「ささやま安全・安心ネット」への登録援助 (自治会長、民生・児童委員、民生児童協力委員、福祉委員との協力)
- ②防犯カメラの設置

防犯カメラ設置は、犯罪抑止制効果が大きく、学校内での設置、画像の確認における個人情報の管理等、課題を解決し設置を検討する。

- ③ お年寄りを対象として→ 悪質リホーム・金融詐欺・しつこい投資勧誘の見張り (民生委員・福祉委員との連携)と相談・自宅周辺での交通事故防止・免許証返納制度の説明
- ④ 一人暮らしの老人を対象として → 一定の距離を置いての見守り、有事に (自治会長・民生委員・福祉委員との連携)備えて連絡先を各自治会で把握
- ⑤ 防災マップ(緊急時避難場所・安否確認のシステム)の活用
- ⑥ 環境保全のための活動 → 景観保持のための作業(河川・山林・歴史的建造物・ 桜)と防犯活動(地区内巡回・防犯灯点検・危険箇所の改善を継続する

【ふれあい・教育部】(自治会長・民生委員・福祉委員との連携による)

- ① いきいきサロン事業 集落で取り組みの所もあるが、地区全体では、市や、他の団体の情報提供や 活用について支援を行う。
- ② 地域ふれあい活動(通学合宿、もらい風呂等) 平成18年度より始め伝統行事となっている。PTAの要請により、自治会、愛育班、更生保護女性会、老人クラブ(松寿会)等の積極的な協力のもと、まち協として地域住民の良きふれあいの場として、PRし、継続して受入体制作る
- ③ 地域の語り部による小学校での授業 普段から語り部をお願いし、学校から要請があれば対応できる態勢を作る。 24年度、140周年記念式典で学校の先輩の6名の語り部さんに授業をしてもらった。 語り部さんによる授業を通して城南のことを知り、城南が好きな城南っ子を地域ぐる みで育てる一助にし、学校から要請があれば対応出来るようにする。 40年前、子どもとの交流との思いで立ち上げられた人形劇「みつばちグループ」の 活動は一旦解散されたが今年度から語り部として加わって頂く。
- ④ 城南地区に昔から継承された季節ごとの行事、催事(遊び、おもちゃ、祭り)や語り継がれた昔話、民話を後世につなぐため、紙芝居や映像の録画保存する
- ⑤ 放課後教室、城南児童クラブの運営に協力する
- ⑥ 地域で実施の「人権教室」「住民学習会」に住民の参加を啓蒙する
- (7) 活動拠点(コミセン)と城南幼、小学校の地理的な利便性を活かし相互活用を図る

【体育部】

- ① 城南地区体育大会・グラウンドゴルフ大会・囲碁ボール大会 今年度は、子どもの参加を呼びかける
- ② スポーツを通じて人間関係を深め、住民の健康増進と体力増強につとめる 最近、健康に関する関心はますます高まり、食生活の改善、運動不足解消について 取組む人を応援する
- ③ スポーツクラブ21城南や松寿会を主メンバーとした「ふれあいグラウンドゴルフ」など の各種スポーツの活動を支援する
- 4 お宝ウォーキング

【文化部】

① リサイクルバザー

今年度は、広報誌等、広く案内し沢山の出品をお願いする

住民の厚意によるリサイクル商品を提供して頂き、体育祭、文化部発表会開催時に 販売する。人気があり多くの参加をして頂いている。体育大会と同日開催は人手不足であ り、単独実施か、他の催しと共催を検討する

② サークル活動発表会(文化祭)

盛り上げを図るため、各種サークル・同好会、書画、陶芸等の発表の場とし、三味線の他、発表会等、地区の子どもや学生、外部の団体の参加もお願いする。 実施に当っては、リサイクルバザーとの共催、収穫祭等との開催時期を考慮する。

- ③ 囲碁、将棋同好会の支援
- ④ 先人達により継承された地区内の郷土芸能、祭りの継承と後継者の養成
- ⑤ 語り継がれた民話、城南地区で歌われ続けられた「城南音頭」を大切にする

【產業振興農業部】

- ① 集落営農組織づくりの支援推進事業(自治会長、農会長との協働)
- ② 先進地視察 実効性のあるテーマを検討し、選定する
- ③ 収穫祭(農産物品評会)

農業振興の一助として文化部との共催で、収穫祭(農産物品評会)を実施する。**農産物の加工法の講習会、試食会、即売会等検討し。計画段階から自治会長により農会長への出品要請や、賞品等を検討し、盛り上げを図る**

- 4 都市との農業関連交流事業
 - * 成徳米づくり

真南条上営農組合にて減農薬米づくり (田植え・草取り・生き物観察会・稲刈り作業)

- * 黒豆栽培 都市との交流に同じ
- ⑤ 開発部と連携しながら綿等の新たな農産物の栽培を行う。また、それに向けた勉強会を開催する

【スポーツクラブ21城南】

地区住民のふれあいの場づくりをスポーツと文化活動をとおして進め、約150名の会員を有している。

現在、グラウンドゴルフ(雨天:囲碁ボール)、健康体操、すずめの学級(童謡・唱歌唄う会)少年野球、城南バレーボール、親子混成ファミリーバトミントン、インドアジュニアホッケーを開催している。定期開催のふれあいグラウンドゴルフ等、関連部、関連団体と連携し地区内相互の親睦を図る。フットサルは新設出来たが大人の会員はなく小中学生で活動している。大人会員、指導者の加入を求める。

【開発部】

① 廃園となった城南保育園を農産品販売・加工施設として再利用

実施に当っては、申請中の「がんばる地域」交流・自立応援事業を優先に、市の地域づくり交付金の一部を充当させて頂く。

- *まち協は、加工所、直販所の賛同者、起業者の後方支援。
- *設備、許認可の負担軽減のため、補助金活用を前提。
- *一品から、少しずつ自信を付け儲けることを体験。
- *加工所のシンボルとしてパオを設置(カフェ等の営業も可能)。

② アンテナショップ等による農産物の販売方法の改善、仕組みづくり

- *葉物野菜等、価格面でスーパーなどに対抗出来ないものもあるので、丹波篠山ブランドの農産・加工品を充実する。
- *夏野菜が出回る頃、生産者がマルシェまで出向き、実際に対面販売を行い、消費者のニーズ等を肌で感じ、より魅力的な品ぞろえをしていく。

③ 農産物、特産物加工商品化

- *加工所開設に向けて、市が奨励している「丹波篠山 食の未来塾」等の勉強会に 参画し、個人、集落単位、同好会で推進している農産物、特産物加工商品を安全、 安心に商品化するための施策を講じる
- *農産物、特産物の商品化のため包装技術、衛生管理について講習会を開催する。

④ 人材の発掘と育成

やる気のある人・ノウハウを持った定年退職者等に協力要請

平成27年度城南地区まちづくり協議会 経費収支予算書(案)

1. 収入		単位:円_
科 目	予 算 額	摘要
繰越金	1, 417, 743	
補助金等		
	629,000	市) まちづくり運営補助金
	529,000	市) まちづくり計画活動費
	360,000	市)事務員費
	100,000	市)体育振興費
	160,000	市)県)防犯カメラ設置補助金
自主財源	340,000	まち協会費
立替金	800,000	児童クラブから返金
預金利息	100	
収入合計	4, 335, 843	

2. 支出		単位:円_
科 目	予 算 額	摘要
事務費	250,000	コピー代、コピー用紙、事務用品
通信費	90,000	切手代、光通信費
会議費	30,000	研修会費、お茶代
事務員費	360,000	事務員費
事業費		
生活環境部	300,000	防犯カメラ設置
文化部	100,000	文化祭、バザー、まちづくり懇談会
体育部	200,000	体育祭、グラウンドG、囲碁ボール、ウォーキング
ふれあい教育部	30,000	三世代交流グラウンドゴルフ
産業振興農業部	530,000	
		成徳交流 300,000
		農業活性化事業 30,000
		先進地視察研修 150,000
		収穫祭 50,000
総務部	730,000	広報誌発行、敬老会補助、お宝マップ、デカン
		ショ祭、成徳マルシェ
開発部	400,000	元町マルシェ、加工所開設
スポーツ21城南	20,000	
未払金		H26年度事務員費返金
予備費	1, 275, 843	
支出合計	4, 335, 843	

^{*27}年度予算執行にあたり、科目間の流用を認めるものとする。

城南地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本会は地域課題の解決に向け、地域の特色、個性を大切にしながら、地域住民の創意工夫と 責任のもと、以下に掲げるような共同活動を行うことにより、地域力を高め住みよい城南地区を 形成していくことを目的とする。
 - (1)人権のまちづくりの推進
 - (2)地域の健康・福祉の推進
 - (3)地域防災・地域防犯活動の推進
 - (4)地域環境の保全
 - (5)教育・文化・スポーツ活動
 - (6)地域の芸能文化の継承と振興
 - (7)地域で発生した課題の解決
 - (8)域資源の発掘・活用
 - (9)地域内および外部とのコミュニティ活動の推進(都市と農村との交流)
 - (10)学校と連携を深め、子どもの育成への地域ぐるみの支援
 - (11)農業の振興と特産品の創造、商品化によるコミュニティビジネスの展開

(名称)

第2 この会を城南地区まちづくり協議会(以下「協議会」という)と称し、まち協と呼称する。 (事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次の通り置く。

篠山市小枕130番地(コミュニティセンター城南会館内)

(区域)

第4条 協議会の活動範囲区域は城南地区内とする。

第2章 組織

(会員)

- 第5条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。
 - (1)城南地区に居住する住民
 - (2)城南地区住民で活動する自治会、団体
 - (3)城南地区に住所地を置く事業所
 - (4)その他会長が必要と認める者

(入会)

第6条 前条に規定する者が入会意志を示した場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(役員)

- 第7条 協議会に次の役員を置く。
 - (1)会長
 - (2)副会長
 - (3)部長
 - (4)副部長

- (5)事務局長
- (6) 監事
- (7)会計
- (8) 広報
- (9)事務局主事
- (10)事務局副主事
- (11)顧問
- (12) 市役所サポート職員
- 2 会長、副会長、会計及び監事は総会において選出する。
- 3 事務局主事及び事務局副主事は会長が任命する。
- 4 部長は各部において選出する。
- 5 顧問は総会の同意を得て会長が任命する。

(役員の職務)

- 第8条 協議会の役員の職務は、次のとおりとする。
 - (1)会長は、自治会長会等の各種団体から構成された協議会を代表し、会務を総括する。
 - (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
 - (3) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
 - (4)会計は、協議会の活動の財務を司ると共に会計事務を処理する。
 - (5)事務局長、事務局主事は、協議会事務を総括する。
 - (6)顧問は経験と知識をもって助言する。

(役員の任期)

- 第9条 前条の役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第3章 会議

(会議)

- 第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会、部会及び諮問委員会(以下「会議」という)とする。
 - 2 その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

- 第11条 会議は過半数以上の構成員が出席しなければ開催できない。
 - 2 会議は原則公開とする。
 - 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
 - 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長または部会長の決するところによる。

(総会)

- 第12条 総会は、役員、諮問委員会委員、まちづくり協議会委員及び協力団体代表委員をもって構成する。
 - 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
 - 3 総会は会長が招集する。

- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は次の事項を決定する。
 - (1)会長、副会長、会計、監事の選出及び事務局長の任命 同意
 - (2)協議会の事業計画、予算、決算に関すること
 - (3)その他、重要事項に関すること

(運営委員会)

- 第13条 運営委員会は、会長、副会長、会計、広報及び事務局により構成する。
 - 2 運営委員会は、主要な事業計画、規約の改正を検討し、諮問委員会に相談する。
 - 3 運営委員会は、事業実施に於ける問題点の解決について審議決定し、主要問題点は、諮問委員会に相談する。
 - 4 運営委員会は、会長が招集する。
 - 5 会長は、運営委員会の議長となる。
 - 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

- 第14条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に次の部を 置く。
 - (1)生活環境部
 - (2) 文化部
 - (3)体育部
 - (4)ふれあい教育部
 - (5)産業振興農業部
 - (6)総務部
 - (7)開発部
 - (8)スポーツクラブ21城南
 - 2 部員は、運営委員会の同意を得て、会長、部長、副部長が会員の中から選任する。
 - 3 部には、部長、副部長及びリーダーを置く。
 - 4 部長及び副部長は、部委員の中から選出する。
 - 5 部長は、部を代表し部を総括する。
 - 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 7 部長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を出席させ、意見を求める事ができる。

(部間の調整)

第15条 部間の調整は運営委員が当たることとする。ただし、部相互の協議により協議する場合はこの限りではない。

(諮問委員会)

第15条の2

- 1 諮問委員は、各集落から選出された自治会長によって構成する。
- 2 協議会の運営について、運営委員会より相談された主要な事業計画、規約の改正の検討及び、事業実施に於ける主要問題点の解決について助言する。

第4章 財務

(会計)

- 第16条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充る。
 - 2 協議会は下記の会計を有する。
 - (1)まち協活動

事業をより効果的に進めるため自主財源として単位自治会より納付される活動費

- (2)篠山市まちづくり協議会運営資金
- (3)その他各種補助金
- 3 費用弁償

協議会の円滑な運営を図るため別紙「支給規則」に基づき費用弁償をする。

4 会計間の資金の移動

会計間、科目間の資金移動を認める。

5 協議会の会計年度

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第17条 前条第2項第1号の規定により徴収する会費は一世帯あたり年額400円とする。

第5章 その他

(規約の変更)

第18条 この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第19条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

本規約は、平成19年7月1日から施行する。

本規約は、平成20年7月5日一部改正する。

本規約は、平成21年7月18日一部改正する。

本規約は、平成22年5月15日一部改正する。

本規約は、平成23年5月14日一部改正する

本規約は、平成25年5月18日一部改正する。

平成 24 年 6 月 28 日 条例第 25 号

(目的)

第1条 この条例は、市内各地区のまちづくりについて、市、市民及びまちづくり協議会の役割を明らかにするとともに、市の支援策等に関し必要な事項を定めることにより、明るく住みよい地区のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 地区 生活基盤及び歴史・文化を共有し、地域の個性及び特性を発揮できる区域であって、規則で定めるものをいう。
 - (2) まちづくり 地区に居住する住民の合意に基づき、住みよさ及び地域力の維持と向上を目的として行う自主的な活動をいう。
 - (3) まちづくり協議会 地区のまちづくりを総合的かつ主体的に行う団体で、当該地区の住民及び 地区の地縁に基づいて形成された団体等で構成され、自律的な運営が行われるコミュニティ組 織をいう。
 - (4) まちづくり計画 地区の将来像及びそれを達成するための事業計画をいう。
 - (5) 地区自治会長会 各地区に属する集落を代表する自治会長によって構成される地区の組織をいう。

(基本理念)

第3条 地区のまちづくりは、篠山市自治基本条例(平成18年篠山市条例第32号)第3条及び第20条の規定に基づき、地区の自主性を尊重し、地区及び市が相互の役割を理解しながら協働して行われるものとする。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、地区のまちづくりを推進するために、必要な施策を講じなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、地区への関心を高めるとともに、地区のまちづくりの推進に参画 するものとする。

(まちづくり協議会の役割)

- 第6条 まちづくり協議会は、地区住民の合意により、住みよい安心安全の地域づくり、福祉の向上並びにコミュニティの増進及び活性化の取組等、地区のまちづくりの推進に努めるものとする。 (まちづくり協議会及び地区自治会長会)
- 第7条 まちづくり協議会は、地区自治会長会と一体となり、又は相互に協力し、地区のまちづくりの推進に努めるものとする。

(まちづくり計画の策定)

第8条 まちづくり協議会は、地区のまちづくりを継続的かつ計画的に実施するため、まちづくり計画を 策定することができる。

(まちづくり計画の尊重)

第9条 市は、まちづくり協議会が策定するまちづくり計画を尊重するものとする。

(まちづくり協議会への支援)

第10条 市は、まちづくり計画の策定及び当該計画に基づくまちづくり活動が進捗するよう、まちづくり 協議会に対して技術的支援及びその他の処置を講ずるとともに、予算の範囲内において、財政支 援をすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

城南児童クラブ活動報告

児童クラブのコミセン利用と定員

部屋名	面積	定員	使用時期
児童クラブ居室 (専有部)	54. 94 m²	33	通年使用
コミセン研修室 (共用部)	54. 65 m²	33	通年使用
クラブハウス (共用部)	50. 41 m²	30	長期休暇中使用
大会議室 (共用部)	83. 72 m²	50	長期休暇午前中のみ使用
コミセン談話室 (共用部)	14. 25 m²		静養室

受入可能定員(児童一人あたり 1.65 ㎡)

通年定員	長期休暇定員
66 人	96 人

利用児童数推移

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年
通年利用	27	45	48	58	56	64
長休利用	32	43	35	36	41	43
計	59	88	83	94	97	107

指導員数(平成26年度実績)

	人数	平均年齢
指導員	5	45
補助指導員	10	71
臨時指導員	7	30

平成26年度児童クラブ収支決算書20150515

平成26年度 城南児童クラブ 収支決算

特定非営利活動法人 城南ライフサポート

収入	
科目	金額
利用料	4,348,800
市補助金	7,375,000
減免分	-552,000
一時借入	800,000
雑収入	4,256
승計	11 976 056

±ш Т		nn śm				
支出 科目	金額		金額	明細 単価 【		人数
指導員給与	亚·族 8,791,339	主任指導員	2.116.800	176,400	12か月	
		副主任指導員	1,920,000	160000	12か月	i
		指導員1	1,395,000	155000	9か月	i
			1,020,000	85000	0,0 //	1
		指導員3	1,020,000	85000		
		事務局	425,000	35000		1
		補助指導員	894,539	800		17
	金額	110-727		基準額		
	1,013,624	主任指導員	329,336	2,116,800		
労災・雇用・健康保険		副主任指導員	328,922	1,920,000		
		指導員1	329,866	1,395,000		
		指導員2	12,750	1,020,000		
		指導員3	12,750	1,020,000		
交通費	188,400					
衛生安全対策費	21,471					
児童傷害保険	78,092					
原材料費	76,444					
光熱水費	414,000					
消耗品	111,452					
利用料	24,300					
役務費	33,427					
備品購入	11,367					
通信費	1,640					
修繕費	10,500					
立替金返金	1,200,000					
合計	11,976,056					